

# 答 申 書

(答申第32号)

令和6年5月15日

福井市情報公開審査会

答 申

(第32号)

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和5年11月13日付け財第170号で審査請求人に対して行った公文書一部開示決定処分について、これを取り消し、本件公文書の全部開示をするとの裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市情報公開審査会(以下「審査会」という。)で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関は、「令和6年度予算要求基準」を不開示とした理由について、福井市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第4号に該当するためとしている。同号は、「市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。しかし、予算要求基準を開示することが、どうして同号に該当するのか全く理解できない。本件公文書が全部開示となった後にその内容を見ても、特別不開示にする必要があるものは見当たらず、堂々と開示しても何も問題はないと考える。もし、同号に該当するというのであれば、開示することにより「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」について具体的に明示すべきである。

(2) 予算編成基準は、福井市が新年度予算を作るためのごく基本的な考え方について、9月頃に財政課が内部の各部署に示しているものである。多くの自治体ではこれをホームページ上で公開しており、早いところは9月・10月頃に詳細な基準を公開している。開かれた行政のあり方としては、内部の各部署に基準を示した時点において、ホームページ上で公開すべきであると考えられる。

(3) 審査請求人は、福井市議会議員として毎年3月議会で翌年度の予算を審議し可決・否決する役割がある。議員が予算書を受け取って内容を理解するには多くの時間と労力を必要とするため、できるだけ早い時点で予算編成方針及び予算要求基準が公開されることが重要である。また、9月議会あるいは12月議会の時点で翌年度の予算編成について理解し、行政の各部署と議論をすることも重要であると考え。予算編成方針及び予算要求基準は行政内部だけが知り得る情報であってはならず、仮に一般市民から開示請求があれば当然に開示すべきであるが、市民の代表である議員に対しては、より積極的に開示すべきであると考え。

### 第3 実施機関の説明の要旨

#### 1 事実関係の経過について

- (1) 令和5年10月30日、審査請求人は条例第5条第1項の規定に基づき、福井市長に対し本件公文書の情報公開請求を行った。
- (2) 令和5年11月13日、福井市長は本件公文書が条例第7条第4号に規定する不開示情報（意思形成過程情報）を含むものとして、同日付け財第170号により公文書一部開示決定を行った。なお、同決定は令和6年2月に当初予算を発表するまでの期限付きであり、その後は全部開示になるとした。
- (3) 令和5年11月15日、審査請求人は本件公文書に係る（2）の公文書一部開示決定を不服として、条例第17条の2の規定に基づき、福井市長に対し審査請求書を提出した。
- (4) 令和6年2月16日、福井市長は（2）の公文書一部開示決定を取り消し、全部開示決定を行った。

#### 2 一部開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示請求を行った令和6年度予算編成基準は、予算要求の具体的な方法や基準を示したものである。今回、一部不開示とした予算要求基準は、予算編成の過程において各所属長が予算要求を行う際の内部的基準として準拠するものである。予算編成過程においては、予算編成方針の策定から当初予算を議会に提出するまでが予算編成の過程であり、一連の事務手続きである。具体的には、まず財政部長が福井市財務会計規則（以下「規則」という。）第6条に基づき、当初予算編成前に予算編成に関する基本的な方針を定めて各所属長

に通知する。次に各所属長は規則第7条により予算編成方針及び予算要求基準に基づき、指定期日までに予算案を調製する上で必要な書類を作成し、財政課長に提出する。そして規則第8条に基づき、財政部長、市長の査定を経て最終的な予算案を調製し、地方自治法第211条に基づき、市長が当初予算を議会に提出することとなる。

前述のとおり、予算要求基準は当初予算編成の初期段階における各所属長と財政課との間の基本的なルールとして、極めて内部的な基準として取り扱われるものである。その内容は予算編成前に歳入歳出予算を概算で見込み、試算した予算規模から各施策や事業での要求すべき基準を示したものであり、最終的な当初予算案の内容からは大きく乖離することが想定される。

事務事業全体として最終的な意思決定がなされていない段階における行政内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、これらを開示することにより、市民に無用の混乱や誤解を与えるおそれがある場合には、条例第7条第4号において不開示情報（意思形成過程情報）に該当すると規定されている。

令和6年度予算要求基準については、いずれも内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、予算書の議会提出前に、最終的に調製する予算書の内容とは乖離があることが想定されるものとして作成された予算書の未成熟な情報のみが先行して公表されることにより、不当に市民に無用の混乱や誤解を与えることは明らかである。

したがって、本件公文書は、条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当すると判断したものである。

## 第4 審査会の判断

### 1 判断の理由について

本件審査請求の趣旨は、福井市長が令和5年11月13日付けで審査請求人に対して行った公文書の一部開示決定処分を取り消し、公文書の全部開示を求めるものである。

しかし、本件公文書は、福井市長が令和6年2月16日付けで当初の一部開示決定処分を取り消し、全部開示決定処分を行っている。

よって、本件審査請求は、既にその利益が失われているため不適法である。

### 2 結論

上記のとおり、本件審査請求は不適法であるから第1のとおり判断する。

### 3 付言

なお、実施機関の今後の対応について、予算編成方針がもともと公開できるも

のであるなら、開示請求を受けて開示するという方法にとらわれることなく、自ら積極的に広く公開するよう検討を行うことが必要である。

予算要求基準についても、公開できるものは公開することが前提であると踏まえ、条例の要件をより厳格に判断し、公開できる範囲を広げていくための検討を行うことが重要である。

令和6年5月15日

福井市情報公開審査会

会長 紅 谷 崇 文

【審査会の経過】

年月日	審査の経過
令和5年12月11日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
令和6年 3月18日	第1回目審査会 （審査請求人意見陳述、審議）
令和6年 4月19日	第2回目審査会 （実施機関意見聴取、審議）
令和6年 5月15日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏名	現職	備考
紅谷 崇文	弁護士	会長
池田 岳史	福井工業大学教授	会長職務代理者
岩本 好文	行政経験者	
島川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
坪川 貞子	社会保険労務士	